船橋市監査委員告示第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、平成17年度包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

平成25年12月27日

船橋市監査委員 中 村 章

同 増 田 尚 功

同 浅野正明

同 高木 あきら

監査対象機関		固定資		資産税課	結果措置報告年月日	平成 25 年 12 月 2 日
ページ	項目	区分		事項		措置状況
2 9	1 - (2)	監	查	非課税とし	ている固定資産のう	非課税物件の現物調
	- ② -	結	果	ち大口のも	のについて、条例で	査5ヶ年計画が終了
	ア			定められた	申告書類がほとんど	し、調査報告書等を保
				保管されて	いない。	存している。また、新
						たに5ヶ年計画を策
						定し、計画に基づき調
						査を実施している。

監査対		納	税課	結果措置報告年月日	平成 25 年 12 月 19 日	
ページ	項目	区分		事項		措置状況
3 9	1 - (2)	監	査	税金の滞納者に対する督促状		船橋市市税条例第 20
	- 4 -	結	果	を、財務規	則上の納期限後 20 日	条で税金の滞納者に
	ア			以内ではな	く、30 日以内で送付	対する督促状の送付
				している。		を納期限後 20 日以内
						から 30 日以内に改正
						した。